

# ヘーゲル著『ドイツ国制論』

訳と註 (3)

早 瀬 明

〈Kurze Inhaltsangabe〉

Japanische Übersetzung und realgeschichtliche und ideengeschichtliche Kommentare zu Hegels Fragmenten einer Kritik der Verfassung Deutschlands (Fortsetzung): In diesem Teil wird zuerst das staatliche Prinzip der selbstverwaltenden Freiheit der Bürger thematisiert, das für ihre lebendigen Beteiligungen an der öffentlichen Tätigkeit unentbehrlich sein soll. Hier wird das einerseits theoretisch im Gegensatz zum mechanischen als notwendige Folge aus einem organischen Staatsbegriff, andererseits geschichtlich als Nachfolger der alten germanischen Freiheit gerechtfertigt. Die Freiheit der Bürger macht in Hegels Begriff des Staats sein Hauptmoment aus, worauf er aber in seiner Verfassungsschrift im Ganzen nur hier zu sprechen kommt. Dann wird das Fehlen der Reichsarmee aus dem Standpunkt einer Mangelhaftigkeit der staatlichen Einheit des Deutschen Reichs heraus kritisiert, die seiner Meinung nach ein notwendiges Ergebnis von der Westfälischen Verfassung sein soll. Hier handelt es sich um ein anderes Hauptmoment seines Staatsbegriffs, d.i. die Einheit der Staatsmacht.

## 内 容 解 説

まず、引き続き「国家の概念」が展開される。そこでの議論の中心的論点は、ドイツ帝国の国制を、フランス共和国並びにプロイセン王国で現実化されつつある機械論的な国家理論とは対比的な国家理論の上に構築すべきである、という点に在る。ヘーゲルが此処で機械論的な国家理論と対照的な点として取り出しているのは、国家権力が市民の自由乃至自治を認め尊重するか否か、という点である。ヘーゲルは、国家に於ける市民的自治の重要性の根拠を、国家の財政的負担の軽減化、国家運営の効率化、市民的意識の涵養という三点の裡に見ているが、特に最後の点の重要性を強調する。即ち、市民を信頼し市民の自由な活動に多くを委ねる国家でなければ、国家に対する市民からの「生き生きとした活動や支援」を期待し得ず、これこそが、戦争のような重大な事柄に於て最も必要とされるものである、とされる。

猶、当該部分は、ゲルマン的自由乃至ドイツ的自由の概念とヘーゲルの国家概念との連関に言及した殆ど唯一の箇所であり、そのことのもつ意味の評価を含めて、ヘーゲルの国家論の発展を考える上で非常に重要な箇所であり、斯様な市民的自由の位置付けがイエナ時代以降のヘーゲルの国家論の発展に於て如何なる意味を持ったかの解明は、いまだに十分な成果の得られていない点である。

次に、「国家の概念」を基礎として、帝国の現状が批判的に分析されていく。最初に、帝国軍の現状が分析されて、そこでの統一の欠如が、「帝国の解体」が抉り出されて来る。そこでヘーゲルの指摘しているものが、帝国軍事令の実行を原理的に不可能ならしめているヴェストファーレン条約の存在であり、その典型的な現実的帰結としての、対仏同盟戦争に於けるプロイセンの単独講和、即ちバーゼル講和条約の歴史的事実である。更に、帝国の解体という事態が、帝国に於ける統一的な財政制度の不在という事態の中でも確認されていくことになる。

## 訳

我々の時代に、一方では、哲学者や人権教師<sup>1)</sup>を自称する者たち<sup>2)</sup>によって提唱され、他方では、巨大な政治的実験(Experimente)<sup>3)</sup>の数々によって実地に移された諸々の国家理論<sup>4)</sup>に従うならば、〔先に〕我々が国家権力の必然的概念から排除したもの——〔中から更に〕言語や教養や習俗や宗教といった最重要のものだけを除き〔残った〕——他のすべて〔偶然的諸側面までも〕が、最高の国家権力の直接的活動の下に服するものとされる。しかも、これら〔偶然的〕諸側面のすべては、それらの末端の糸に至るまで最高の国家権力が手繰り寄せ〔操縦し〕得るように、最高の国家権力により規定されている。〔確かに、〕〈或る民族(Volk)の内的諸関係〉や〈偶然と古い恣意に従って規定された、内的諸関係の諸組織〉といった上述の〔偶然的〕諸側面に対して最高の国家権力が至上の監督〔権〕を所持していなければならないこと、そうした諸側面は国家の主要活動を阻害してはならず、国家の主要活動は何にも優先して保証されなければならない、この目的〔国家の主要活動〕のためには、諸々の権利や特権をもつ下位の諸体系(Systeme)<sup>5)</sup>に容赦などしてはならないこと、こうしたことは自明である。しかし、ヨーロッパの古代的諸国家の偉大な長所は、国家権力が、一方で、自分の諸要求とそれ等への対処とについて〔最優先権を〕保証されていながら、他方で、司法や行政その他の個別な点——〔例えば、〕そこ〔司法や行政その他〕で必要になる役人の任命、当座の業務の管理や法律並びに慣例の運用——に於ては、国民(Staatsbürger)自身の活動に自由な活動の余地を許している、という点に在る。〔確かに、〕今日の諸国家の規模からすれば、自由な人間皆が国家の普遍的諸問題に関する評議や議決に参加するという〔古代的〕理想を現実化することは、全く不可能である<sup>6)</sup>。国家権力は、政府として執行するためにも、執行について決定するためにも、ひとつの中心点に集中するものでなければならない。〔しかし、〕もしこの中心点が、人々の畏敬により独り揺るぎないものであり、また、自然法則(Naturgesetz)に従って即ち出生により定められた君主の人格の中で、不変のものとして神聖化されているものであるならば、国家権力は、恐怖心や嫉妬心を懐かずに、下位の諸体系や諸団体(Körper)に、〈社会の中で発生する諸関係の大部分〉と〈法律に従った、それら諸関係の維持〉とを委ねることができる。そして、どの身分、都市、町村、組合(Gemeine)<sup>7)</sup>、その他も、自分の領分の中での事を自分で行ない成し遂げる自由〔自治〕を享受できる<sup>8)</sup>。そうした〔自由の享受〕に関する法律は、慣習の中から(aus den Sitten)直接的

に、神聖な伝統 (geheiligte Herkommen) として次第次第に現れ出てきたのである<sup>9)</sup>。それと同様に、法制度、下級裁判管轄権制度 (die niedrige Gerichtsbarkeit)、そこでの市民の権利——都市行政〔都市自治〕の権利、租税 (租税とは、一部は普遍的な〔国家全体の問題に対して必要とされる〕租税であり、一部は都市の需要に対して必要とされる租税であるが) を徴収する権利、後者の租税を〔都市の市民が〕合法的に使用する〔権利〕——こうした事柄に関わることすべて、自ずから (aus eigenen Trieben) 出来上がってきたのであり、独りで (für sich selbst) 成長してきたのである。そしてまた、それは、〔一旦〕生み出されて以来、維持されてきた。——教会施設の極めて煩瑣な組織も、最高の国家権力によって造られたものではない。〔聖職者〕身分の全体も、多かれ少なかれ〔国家権力によってではなく〕それ自身の内部で維持され補充される。——或る大きな国家<sup>10)</sup> にあつては、毎年貧民のために多額のお金が用いられ、また、その目的のために国土のあらゆる部分に行き互る広範な〔救貧〕制度が設けられているが、そうしたことは、国家が差配すべき賦課によって賄われているのでもなく、そのための施設全体が国家の命令に基づいて維持され運用されているのでもない。そうした〔救貧〕施設〔を維持し運用するため〕に必要な莫大な財産と収入は、個々人の寄進と献金に基づいており、そうした施設の全体、その管理と運営は、最高の国家権力に依存するところが無い<sup>11)</sup>。国内の社会的諸制度の大部分も、欲求の特定の領域各々に対してなされる市民の自由な〔職業的〕活動を通して形成されてきたものである。また、そうした制度の持続と生命も、最高の国家権力の懐く嫉妬や不安によって邪魔されないこの〔市民的〕自由によって得られるものである。政府としては、そうした制度を〔維持が困難になった〕時に保護し、〔国家の〕そうした部分が他の必要な部分を抑圧する程に成長して蔓延るに至った時に制限する、というだけである<sup>12)</sup>。然るに、一部が〔既に〕実地に移されている最近の (neu) 諸々の〔国家〕理論には、「国家とは、唯一つのバネがそれ以外の無数の歯車すべてに運動を伝達する機械である」という根本的先入観がある<sup>13)</sup>。〔すなわち、〕社会 (Gesellschaft) の本質が当然に要求する諸制度は、すべて、最高の国家権力から始まるのでなければならず、最高の国家権力によって制御され命令され監視され指導されるのでなければならぬとされる。〔そうした理論の御蔭で、〕細部まですべてを〔自分が〕規定しようとするペダンチックな性癖、身分〔団体〕・職業団体等々が〔自分達の職務を〕自分達で指図し管理しようとする事〔自治〕に対する狭量な<sup>14)</sup> 嫉妬心、国民が自分で行なおうとする事 (eigenes Thun der Staatsbürger) —— 仮令それが国家権力と〔直接的な〕関係をもたず唯漠然と一般的な関係をもつに過ぎない事であろうとも——そのすべてに対する下品な粗探し、こうしたことが、理性の根本命題 (Vernunftgrundsätze)<sup>15)</sup> という衣装を纏わせられている。これらの命題に従うならば、〔まず、〕二千万乃至三千万の人口を有する国であろうとも、貧者に対して費やされる公金のびた一文も、それが最高の統治〔権力〕によって先ず許可されるのみならず、命令され制御され監視されるのでなければ、支出することが許されない、とされる。〔次に、〕教育への対処にあつては、いずれの村の学校の校長を任命するにしても、村の学校の窓ガラスに僅かのお金を支出するにしても——村役場の窓ガラスの場合と同様に、〔また、〕いずれの通門税取立人・廷丁・村裁判

官を任命する場合と同様に——最高の統治〔権力〕の直接的な発動乃至作動によるのでなければならぬ、とされる。〔最後に、〕国家の中ならどこでも、その土壌が産出する一口の食物といえども、口に運ばれる場合には、国家と法律と政府によって検査され計量され是正され命令された〔基準〕線の中にあらねばならない、とされる。ここは、詳しく説明すべき場所ではないが、〔まず、〕国家権力としての中心点、即ち政府は、〈対外的並びに対内的な安全（Sicherheit）に必要な権力を組織し維持するという政府の使命<sup>16)</sup>〉にとって必然的とは見られない事柄を、市民の自由（die Freyheit der Bürger）に委ねるのでなければならず、また〔次に、〕政府は、そうした事柄にあつては市民の自由な行動を保証し保護すること程に神聖な（heilig）ことは何も無い——〔市民の自由を保証し保護することの〕効用（Nutz）という観点を全く抜きにしてもそうである、何故なら、〔市民の〕そうした自由はそれ自体で神聖なのである（diese Freyheit ist an sich selbst heilig）から——と見るのでなければならぬ<sup>17)</sup>。——ただし、そうした効用に関して、特殊の諸団体が自分達の問題——彼等の司法〔制度〕、そこで必要になる役人の任命等々——を自分達で管理することにどのような利益があるのか、という点を勘案してみるなら、ここでは次の三点を挙げ得る<sup>18)</sup>。即ち、第一の点は、〔市民の自由を委ねることで経費を節減できて〕最高の国家権力がお金を手に入れることになるという誰の目にも明白なことに関わる。第二の点は、〔市民の〕卓越した悟性（Verstand）の御蔭で、機械〔としての国家〕の中ですべてが、均一の歩調で、最も怜悯な打算と最も賢明な目的〔設定〕に従って、行なわれるようになるということに関わる。第三の点は、〔市民が〕自らの意志で普遍的な業務——その分野が最高の国家権力にとって偶然的なものである限りで——に参加することから〔市民の〕活気、精神的な満足、自由で自尊心に満ちた自己感情（das freye und sich achtende Selbstgefühl）が生じてくるということに関わる。第一の点、誰の目にも明白な点に関して、〈普遍的な機械機構（Maschinerie）を原理とするような国家〉は、躊躇なく、〈細かい業務の大部分を市民の権利と〔市民〕自らの〔意志による〕行為とに委ねるような国家〉よりも自分が優れている、と思ひ込んでいる。しかし、前者の国家は、総じてより重い税を課さなければ、〔後者の国家に対して〕優位に立ち得ないということが、一般に留意されなければならない。何故なら、前者の国家は、行政・司法等々のすべての分野〔の業務〕を引き受けることになるので、それらの分野の経費すべてが、同時に、国家の負担にもならざるを得ないからであり、その経費は、亦、〔業務の〕全体が普遍的な階層構造（Hierarchie）<sup>19)</sup>に従って〔規則通りに〕制度化されている場合には、〔国家が〕規則通り〔に徴収する〕税によって賄われざるを得ないからである。〔前者の国家とは〕反対に、司法〔経費〕・教育経費・救貧醸出等々の偶然的で個別的な事柄にのみ関わる制度で必要とされるもの並びにその経費を、そうした制度に利害関係をもつ諸個人に委ねるような国家の場合には、そうした経費は、課税（Auflagen）という形式をとらずに賄われることになる。この場合、裁判人や弁護士そして教育者を必要とする者は、或は、自発的に貧者の心配をする者は、〔国家に頼らず〕自分独りで経費を支払う。課税ということが存在しない。自分が必要としない裁判人・弁護士・教育者・聖職者のために経費を負担する者など誰もいない。〔従って、〕〈裁判所〔を運営する〕下級

役人、都市や職業団体の案件処理〔を担当する役員〕へと、〔都市や団体の〕構成員によって選ばれた者<sup>20)</sup>は、〔都市や団体からは、〕選ばれたことにより得られる名誉 (Ehre) によって〔のみ〕報われることになる。但し、彼が〔そうした職務を通して〕貢献している筈の国家からは、報酬を要求するのだからなければならない。何故なら、この場合〔国家への貢献〕には<sup>21)</sup>、この〔選ばれたことで得られる〕内的名誉が欠落しているからである<sup>22)</sup>。〔市民の自由に委ねられた場合に生じる〕二つの事態〔当事者の自己負担と名誉による報労〕は、仮令その前者の事態の故に〔総て課税で賄われる場合〕よりも多額のお金を国民 (Volk) が支出することになってしまおうとしても——そのようなことは信じ難いが——、前者〔の事態、即ち当事者の自己負担〕は<sup>23)</sup>、「誰も、自分に不必要な事、国家が普遍的に必要とするのでない事に対しては、お金を出さない」<sup>24)</sup>という〔総てを税金で賄う場合に対する〕区別を齎し、後者〔の事態、即ち、名誉による報労〕は、総ての者に現実的な節約を齎す。〔従って、〕二つの事態は、次のような結果を齎す。即ち、前者に在っては、国民は自分達が理性 (Vernunft) を以て、必然性に従って処遇されたと感じるようになるし、後者に在っては、国民が〔自分達への〕信頼 (Zutrauen) と〔自分達の〕自由〔の尊重〕とを以て処遇されたと感じるようになる。〔このことこそは、上で〕勘案すべき〔三点とされたもののうちの〕第二点と第三点とが齎す、〔国家を機械と見る理論に対する〕区別に他ならない。高貴な諸目的を奉じているとはいえ機械的で極めて悟性的な階層構造〔をもつ国家〕は、如何なる点に於ても自らの市民への信頼を示さず、従って、市民から何かを期待することもできない。——この〔国家〕は、命令や実行を自分が手配した成果でなければ、成果に信頼をおくことがなく、従って、〔市民の〕自由意志による寄進や献身を締め出してしまう。その〔国家〕が臣民 (Untertan)<sup>25)</sup> に示すのは、〈臣民に悟性が欠落しているという確信〉であり、〈臣民が自分の私的幸福に何が役立つかを判定し〔役立つ事を〕実行する能力に対する軽蔑〉であり、更には、〈〔臣民は〕一般に恥知らずであるという信念〉である。従って、この〔国家〕は、自己感情〔自尊心]<sup>26)</sup>をもつ臣民からは、〔国家に対する〕如何なる生き生きとした活動〔献身〕も如何なる支援も期待し得ない。——この点〔臣民から生き生きとした活動や支援を期待し得るか否か〕の区別は、一定の金額が支払われる事だけしか眼中に無い政治家 (Staatsman) には理解し得ない程に大きなものである。この区別は、差当り、住民が裕福で健康で勇敢で満足気である国家と、住民が無気力で貧しく〔住民の〕下賤が破廉恥へ転じることが永遠に繰り返される国家との区別として現れて来る。〔また、〕この区別は、〔戦争のような〕極めて重大な事柄にあっては、出来事の偶然的側面だけが外側に現れ出ている場面で、この偶然性を〔臣民の活動や支援によって〕規定された必然的なものにする。〈〔行使に際し〕頼みとし得るものは総て自分の掌握するものの中にあり他に頼みとするものなど何もあり得ないという仕組み〉を国家権力がもっているのか、それとも、自分の掌握するものの他に、〔国家への〕国民の自由な愛着、〔国家に尊重されているという〕国民の自己感情、国民の自発的努力をも国家権力が頼みとし得るのか、という区別は無限である。これら〔自由な愛着、自己感情、自発的努力〕は〔謂わば〕全能無敵の精神である。先の〔悟性的な〕階層構造〔をもつ国家〕は、この全能無敵の精神を追放してしまっ

た。〔何故なら、〕この全能無敵の精神は、最高の国家権力が可能な限り多くの事を市民の自発的処理に委ねている所でのみ、その命がある〔からである。〕〔それに対して、〕すべてが上から下に向かって統制されているような現代(modern)国家、即ち、普遍的な側面をもつ事柄の中に、それと利害関係にある国民部分による管理と執行に委ねられているものが何も無いような現代国家——フランス共和国はそのような国家になった<sup>27)</sup>——の中では、活気に欠け精神の無い生命〔生活〕が生み出されてくるであろう<sup>28)</sup>。そうした事態は、支配のこうした画一的〔一方的〕<sup>29)</sup>な調子が続くとすれば、将来には愈々以て〔到る所で〕見られるようになるであろう。更に、同様な仕方で統制されているもうひとつ別の国家即ちプロイセンの中で、如何なる生命そして如何なる不毛が支配しているか。そのことは、プロイセンに入って最初の村に足を踏み入れた者であれば、或は、プロイセンには学問的並びに芸術的な天才が全く存在していないことを目にした者であれば、誰でも気付くことであり、或は、唯一人の天才<sup>30)</sup>が一時的にプロイセンを強制的に引き上げたエネルギーの束の間の高みを基準にすることなく<sup>31)</sup>プロイセンの強さを評価する者であれば、誰でも気付くことである。

斯くして、我々は国家の中で、国家権力的手中に在って国家権力によって直接的に規定されなければならぬ必然的な事柄と、国民(Volk)の社会的な結合の中では無条件に必然的であっても国家権力そのものにとっては偶然的な事柄とを区別する。しかし、それだけではない。我々は、〈下位の普遍的行為の中で多くの自由を国家が認めてくれる国民〉は幸福であると認めるし、また、〈国民のより自由で非画一化された精神によって支えられ得るような国家権力〉は無限に堅固であると認める。

斯くて、ドイツでは、〈法律、司法、租税の賦課と徴収等々、〔更には〕言語、倫理、教育、宗教が中心点によって統制され操縦<sup>32)</sup>され得るのでなければならぬという、自由ならざる要求〉が充足されておらず、寧ろ、そうした事柄に関して極めて不揃い<sup>33)</sup>の多様性が発生しているが、このことは、ドイツがひとつの国家を構成することを妨げるものではない。もしドイツがひとつの国家権力として組織されるのであれば、……〔中絶〕

### [JEDES GESICHT AUF. . .]

〔帝国軍(Reichsarmee)という名称は、ドイツ人の社会<sup>34)</sup>の中で口にされると、〕<sup>35)</sup>夫々の表情を明るくさせ、皆のそれ相応に浮かれた気分を呼び起こした。そして、誰もが、何か〔面白い話題〕を提供しようとして、帝国軍についての逸話の詰まった小袋の中に手を突っ込んだ。ドイツ国民(Nation)<sup>36)</sup>は、生真面目で滑稽を解さないとされているが、その際に忘れられているのは、あらん限りの外面的な生真面目さを装いながら真実には内面での冗談半分で行なわれた、帝国による〔同盟〕戦争<sup>37)</sup>という茶番劇のことである。帝国軍の組織は、〔長い間〕どんな結果を伴おうと如何なる改善も施されてこなかったが、〔同盟戦争では〕その組織の所為でドイツの不幸と恥辱は惹き起こされたという感情が、帝国軍の組織を嘲笑して済ます一般化した悪癖の

減少を齎した。すなわち、今般の〔同盟〕戦争<sup>38)</sup>の中では、帝国軍の組織に関して例えば給養に関して法律や「憲法」(constitution)<sup>39)</sup>に反する事が多く行なわれたが、そうしたことによって初めて、この軍隊はいくらかでも役立つことができたのである。

帝国軍 (Reichsheer) の性状に関わる斯様な事情すべてにままして不利益を齎すのは、抑々一つの帝国軍が全く編成されていないという事情である。そして、この点にこそ、ドイツが独立の諸国家へ解体している〔という事実〕(die Auflösung Deutschlands in unabhängige Staaten) が最も明瞭に示されている。〔帝国〕基本法 (Grundgesetze)<sup>40)</sup> の理論の上では帝国軍は怖るべき軍隊であり得るのだが、ドイツ国法の「最強」原理である実践は、全く別のことを示している。〔すなわち、〕夥しい数のドイツ兵士が戦場にあるのはあまりにも頻繁に目にする光景であるが、彼等が帝国軍としてドイツ防衛のために活動しているのではなくドイツの内臓を引き裂くこと〔内戦〕のために活動していることは自明である。ドイツ国制 (deutsche Verfassung) と称されているものは、そのような戦争〔内戦〕を防ぎ得ないのみならず、寧ろ、そうした戦争を正義 (recht) に適ったもの・法 (gesetz) に適ったものにする。ドイツの軍隊は、ドイツ防衛のために召集される場合には、〔内戦の場合にも況して〕無力なものとなる。なぜなら、〔確かに、〕ブランデンブルク、ザクセン、ハノーファー、バイエルン、ヘッセン〔等の大領邦〕の〔帝国軍への〕分担兵<sup>41)</sup> —〔中小領邦の分担兵の〕5倍— は、夫々が既に軍隊を成しており、彼等が統合されるならば恐るべき軍隊となり、それに統合される〔中小領邦の〕小規模な分担兵の未熟さ〔経験不足〕を帳消しにしてしまうであろうが、〔しかし、〕彼等はドイツの法とは全く別のものに従属していて、彼等がドイツ防衛に協力するか否かは、どこか外国の軍隊がドイツ防衛に協力するか否かと同じ程度に、全く信頼できず全く偶然的でしかないからである。分担兵が大規模になった場合には — その中にオーストリアの分担兵は含まれていない。何故なら、〔ドイツ帝国〕皇帝は、〔諸領邦に〕義務として課せられた軍隊が弱体で信頼し得ないものであったが故に、〔オーストリア<sup>42)</sup>〕以外の諸王国<sup>43)</sup> の君主として、〔帝国〕等族<sup>44)</sup> の職責を遙かに超えて分担兵を増員することを強いられていたからであり、従って、他所〔オーストリア〕に在る権力の行使と拡がりをドイツ<sup>45)</sup> に享受させるよう強いられていたからである — 帝国は、分担兵を法律に定められた通りの数だけ確保できるか確信をもつことができないし、抑々分担兵が派遣されるかどうか確信をもつことができない。また、自分でも分担兵を派遣していた等族〔プロイセン〕が、戦争の只中しかも最も危機的な瞬間に、帝国の敵〔フランス〕との中立乃至講和条約を単独で締結し、結果、疲弊した等族仲間<sup>46)</sup> を、弱体化するがままに、優勢な敵の劫掠するがままに委ねる<sup>47)</sup>、といったことが生じないという確信を帝国はもつことができない。確かに、他所の勢力と同盟を締結できる、しかも、〔他所の勢力の選択に際しては〕外国とドイツとの間で自由に選択できるという、帝国法に基づく等族の権利は、「そのような同盟は皇帝及び帝国への義務に反してはならない」という保留条件によって制限されてはいるが<sup>48)</sup>、しかし、この保留条件は、實際上、〔帝国〕法の根本原則に二心を懐くものと<sup>49)</sup> 看做されるか或は寧ろ削除されるかしている。更には、〔帝国とは〕別の〔勢力との〕等族達の結合の故に、帝国分担兵の配備や戦費負担

金の抛出に彼等が参加することは許されない、ということを一単に結果がそうなったというだけではなく——帝国議会で等族が表決 (Vota) することもあり得る。

有力な等族が共同の防衛への関与から手を引けば、他の〔弱小〕等族は無援の状態に置かれることになる。この状態がまた〔弱小〕等族に、困難と危険からの従ってまた全体への義務からの遁走を強いることになる。〔弱小〕等族に対して、〔共同の〕防衛を頼りにすべきであり〔共同の〕防衛に寄与すべきであると要求することは、全く以て不自然なことであろう。〔なぜなら、〕〔共同の〕防衛なるものが何も護りはしないことは世間周知の通りであり、〔共同の〕防衛は、同盟締結の権利によって、法の上からも正義の上からも否認されているからである。そうした状況の下では、〔帝国の〕敵と友好関係にある有力等族仲間による保護の下に弱小〔等族〕が入ろうとすること、従ってまた、共同的権力〔帝国軍〕のための普遍的〔要員〕の数<sup>50)</sup>が減少することは、必然的である。また、そのようにして、〔帝国の敵と友好関係にある〕有力等族は、〔帝国のために〕労力を費やす〔出兵〕のを省けることで得をするのみならず、〔帝国のために〕何もしないことに対する見返りに〔帝国の〕敵から便宜供与を受けることで得をするにもなり、そして最後に、自分の保護の下にあらざるを得なくした〔弱小〕等族が〔自分の代りに〕寄与〔出兵〕する分だけ同時に〔自分の負担すべき〕普遍的〔要員〕の数を減らせるのであるからして、〔弱小〕等族から、自分が保護を与える見返りとして利益を得ることにもなる。

果たして、実際に幾つかの大規模な分担兵〔部隊〕が集まっても、彼等の連携が不安定なことと彼等が仲間であり続けるか確信を持ってないこととの故に、共同の活動〔作戦〕が妨げられる。作戦計画の実行が確実となるために必要な、諸部隊の自由な配備も行なわれない。ひとつの戦役の計画〔戦略〕のみならず、個別的な作戦の計画ですら、その実行のためには、命令よりも寧ろ交渉が必要となる。また、嘗て別の政治状況の許で<sup>51)</sup>、危険を冒して先陣が争われ〔先陣として〕用いられないことへの不満が生じたのとは逆に、「個別の或る等族の分担兵は酷使されるのに対して別の等族の分担兵は優遇されて、正義としての平等が損なわれてしまうのではないか」という打算が生じるであろうことも避けられない。お互いを別々の国民と看做している別々の部隊同士が互いに嫉妬し合っている、勝敗の分かれ目となる瞬間にそれらの部隊が撤退してしまう可能性がある、そうした状況では、数の点でも軍事的内実の点でも堂々たる帝国軍も、相応しい戦果を全く挙げ得ないのは必然的である。ドイツが戦争で弱いのは、〔ドイツ人が〕臆病であるからでもなく、軍事的能力に欠けるからでもなく、最近〔の戦争〕で勝利を得る為に勇気に伴わなければならない技術に不案内であるからでもない。帝国分担兵達は、如何なる機会にあっても、彼等の勇気と軍事的献身とを最大限に立証し、〔現在の〕ドイツ人や彼等の先祖達〔が轟かせてきた〕古来よりの勇名に値する者達であることを立証している。従って、個々の人間や個々の部隊の努力や献身を成果の伴わないままに止めおかせているものは、また、〈彼等が如何に努力しようとも、その結果乃至成果の総てを減ばされ、海に種を蒔き岩を鋤き返そうとする農民の如き境遇に置かれるという呪われた運命〉を彼等の上に齎しているものは、全体の配置如何であり、全体的解体 (die allgemeine Auflösung) である<sup>52)</sup>。〔所で、〕ヨーロッパの諸国家が多少ともレー



エン制 (Lehensverfassung) から遠ざかって以来, [それら諸国家の] 財政 (Finanzen) は権力の本質的部分になっており, 直接的に最高国家権力の掌中に在らざるを得なくなっている。[しかし,] ドイツの国家権力は, 財政との関わりに於ても, それが軍事力との関わりに於て陥っている場合と同じ状況 [統一の欠如] に陥っている。

財政制度に於ける一方の極端は, 次の様なものである。即ち, 極めて月並みな村裁判人や捕吏等々に至るまでの公共的職務が必要とする支出は何であれ, 或は, 公共的ではあるが一つの村に局限されている支出は何であれ, あらゆる種類の収入と同様に, 先ず一旦は, 租税として最高の国家権力の所まで昇って行き, それから, 国家支出として再び, あらゆる中間項 — 法律や布告や決済書, そして, [それらを処理する] 官吏 (その委員会 (Collegium) が何等かの点で [国家の中で] 最高の権限を有することはない) — を通って公共的活動の最も小さな部門へと戻り降って行く。こうした [中央集権的な] 極端に対して他方の極端を構成するのがドイツに於ける [国家] 財政の欠如 (die deutsche Finanzlosigkeit) である。租税や国家債務や国家債権について最も公平で, 最も少ない経費ですみ, 或る身分を他の身分にまして圧迫することの無い仕方は何かという, 国家の重大事乃至重大問題 — この類の事柄は, 他の国々であれば, 最大の能力を費やすことが要求され, その対処を誤れば最も恐ろしい帰結が生じる — [そうした事柄の] 処理がドイツを悩ませることは無い。[ドイツでは,] 如何なる公費 [支出] に対してであれ国家が余計な介入をすることは全く無い。村や町や町のツンフト等 [の公的団体] が処理する財政問題は, 自分 [当該団体] だけに関わる財政問題である。[個々の団体を越えた] 普遍的な監督の下で [処理する場合] ですらも, 国家の命令の下で [処理する] のではない。また, [ドイツには,] 国家権力そのものに関わる財政的な仕組が全く存在していない。ドイツに於ける正規の [帝国] 財政は, 厳密には, [帝国] 等族によって帝室裁判所 [帝国最高法院] (Kammergericht)<sup>53)</sup> の維持のために支払われる帝室税 [帝国最高法院税] (Kammersteuer)<sup>54)</sup> にのみ限られる。従って, [帝国] 財政は非常に単純であり, 管理するのにピット (Pitt)<sup>55)</sup> のような [有能な] 人物は必要とされない。[なお,] 別の最高の帝国裁判所 [帝国国内法院] (das andere oberste Reichsgericht)<sup>56)</sup> の経常的費用は, 元来より皇帝によって負担されている。これは, [帝国最高法院] よりも新しい時代になってから<sup>57)</sup>, 帝国の所有に帰したレーエンを競売に附すことによって, そのための資金を設ける端緒が開かれたものである。上述の唯一の財政制度即ち帝室税 [帝国最高法院税] (Kammerzieler) についてすら, 納付状況が劣悪であるという苦情が頻繁に出されている。ドイツの国制を特徴付ける上で注目し値するのは, 何年か前<sup>58)</sup> に可決された帝室税 [帝国最高法院税] の増額 [分] をブランデンブルクが支払わない理由である。即ち, 国家の必要に依る分担金のような普遍的な事柄にあっては, [帝国議会に於ける] 投票の多数が個別の [帝国] 等族にとって拘束的であるか否かは, 疑わしい [という理由]。このことが疑わしい場合には, 国家を成立せしめる唯一のもの, 国家権力に関する国家の統一が欠落していることになる。

レーエン制の根本原則に従えば, 分担兵は, [派兵した帝国] 等族自身によって, [費用を] 支払われ, 且つ, 必要な [物資] を給養されるべきものである。[しかし,] 既に上で<sup>59)</sup> 指摘した

ように、この前の戦争<sup>60)</sup>での切迫した必要は、相当数の〔帝国〕等族に、後者の点〔給養〕の権利 (Recht)<sup>61)</sup>を行使することを放棄するように促し、また、帝国元首〔皇帝〕と共同して給養すべく私的協定を結ぶという有利な逃げ道をとるように促したのである。また、弱小の〔帝国〕等族も、その戦争の際には、自らの兵員を戦場にする権利 (Recht)を行使せず、強大な〔帝国〕等族と協定を結んで、弱小〔帝国〕等族に義務付けられている分担兵の配備を強大な〔帝国〕等族の尽力に委ねたのである。〔確かに、〕この事の中には、〔帝国〕等族の手配すべき分担兵の配備や分担兵の必要〔物資〕の調達、共通の中心点への金銭納付へと転換し、この中心点がその処理を引き受け指図もするという在り方へ向かう黎明が認められる。また、軍事制度や財政制度が、個別化された謂わば個人的な業務から真の国家制度へと移行していき、元首〔皇帝〕に委ねられていく——そうやって初めて国家の概念は実在化される——端緒が認められる。しかし、そうした事情は、一方では、取るに足らない〔帝国〕等族に該当したに過ぎず、他方では、一時的な偶然の出来事であった。

兵員を配備するだけでは充足されない現代の戦争の側面〔兵員の給養〕のために、ローマ月税 (Römermonaten)<sup>62)</sup>の名の下に〔帝国等族が〕醸出することになっている経費についても、分担兵の配備の場合と全く同じ事情にある。この〔ローマ月税〕、ドイツ帝国戦争作戦金庫納入金 (die deutschen Reichs = Kriegs = Operations = Kassen = Gelder)の計算書に拠れば、〔帝国議会〕で議決されていた〔ローマ月税〕の約半分が納入されたことが示されている。ラシュタット会議の開会<sup>63)</sup>に先立つ戦争最後の数カ月間で、〔ドイツ帝国戦争作戦〕金庫の現金保有高は、公開された所によれば、総計で300,400グルデン<sup>64)</sup>であった。他の国々であれば、最高戦争金庫の保有高は、特にそれが少額の場合は、公開などされない。〔戦況に影響を与えるからである。〕然るに、ドイツ帝国の場合は、このように公開しても、帝国の作戦に対する敵側の戦争・和平作戦に、〔公開ということ〕以上には、何の影響も与えていない。この〔ローマ月税〕において支配している諸原則は、次の通りである。即ち、多数による議決は少数に対して何の拘束力をもたないこと、〔即ち、〕外国との関係〔条約〕が理由であれば、ローマ月税の支払い額が多数によって議決されても、必ずしもそれに従う必要はないこと。これらの原則は、軍事力に関して〔帝国〕等族が負っている諸々の義務について、妥当している原則と同じものである。

財政に関して嘗ては、帝国関税 (Reichszölle)、帝国都市への課税、その他の中に一種の国家権力が存在していたが<sup>65)</sup>、そうした時代は、国家の理念や普遍的なものの概念からあまりにも徹底して遠ざかっていたので、そうした税収は皇帝の完全な私有財産と看做されたのであり、皇帝はその税収を売却することができたし、また、〔今日では〕全く信じ難いことであるが、〔帝国〕等族がそれらを買取ったり、或は、(後年には、弁済能力の無いものとされたが)担保としたりすることができたのである。また、直接的な国家権力ですらも買取ったり担保として取ることができたのである。国家 (Staat)を形作っている民族 (Volk)の野蛮性を示す特徴で、そうした特徴以上に強力なものを探し出すことはできない。

[続く]

## 註

- 1) 新全集版編集者は、下記の編集者註に示されている如く Anacharsis Cloutz (1755-1794) の名前を挙げている。

Cloutz は、L'Orateur du genre humain, ou Dépêches du Prussien Cloots au Prussien Herzberg, 1791 を著している。然し、影響関係を推測させる直接的な資料的根拠は、未だ見出されていない。

- 2) 金子武蔵は所謂『差異論文』の記述を根拠としてフィヒテを指すものと断定している。金子武蔵訳『ヘーゲル政治論文集 上』1967年, 207頁。然し、テキストでは、自称哲学者 (Philosophen) も自称人権教師 (Menschheitsrechtslehrer) も複数形で提示されており、フィヒテと特定することに重大な困難が伴う。また、フィヒテをヘーゲルが「自称 (seynewolend) 哲学者」の中に算入したと想定することにも、重大な疑念が生じる。

- 3) フランス革命を指示すると解釈するのが自然であろう。但し、複数形で提示されているから、一回的な事象として捉えられたフランス革命を指すものでないことは明白である。寧ろ、1791年、1793年、1795年、1799年の諸憲法とその基礎となった国家理解が想定されている可能性がある。その場合でも、「実験」という表現の厳密な含意は判然としない。

猶、フランス革命を革命思想の実験と捉える観方は、ヘーゲル独自のものではなく、寧ろ、当時の有力な革命批判の中に既に登場していたものであり、此处での記述がそうした革命批判の影響を受けている可能性は排除し得ない。その顕著な事例は、Edmund Burke (1729-1797) による革命批判である。以下、該当部分を引用する。特に引用者が下線を施した部分に注目すべきである。

“Indeed it was not necessary to make out my assertion as to the breach of faith on the declaration of the 14<sup>th</sup> of April 1790. By a report of their Committee it now appears, that the charge of keeping up the reduced ecclesiastical establishments, and other expences attendant on religion, and maintaining the religious sexes, retained or pensioned, and the other concomitant expences of the same nature, which they have brought upon themselves by this convulsion in property, exceeds the income of the estates acquired by it in the enormous sum of two millions sterling annually; besides a debt of seven millions and upwards. These are the calculating powers of imposture! This is the finance of philosophy! This is the result of all the delusions held out to engage a miserable people in rebellion, murder, and sacrilege, and to make them prompt and zealous instruments in the ruin of their country! Never did a state, in any case, enrich itself by the confiscations of the citizens. This new experiment has succeeded like all the rest. Every honest mind, every true lover of liberty and humanity must rejoice to find that injustice is not always good policy, nor rapine the high road to riches.” Edmund Burke, Reflections on the revolution in France, and on the proceedings in certain societies in London relative to that event, In a letter intended to have been sent to a gentleman in Paris. 1790<sup>7</sup>, 349f.

- 4) 多くの研究者が推測している様にその中のひとつとしてルソーの国家理論が含まれるであろう可能性は高い。後の『精神現象学』(1807)に於けるフランス革命の記述は、ヘーゲルによるフランス革命とルソーの国家理論との関連付けを強く示唆しているように思われる。然し、此处では「国家理論」が複数形で提示されている。他の様々な国家理論が想定されていることは、明白である。前註、前々註に含まれる数多くの疑問点を含めて、新全集版の編集者は、非常に長大な註を附して、安易な解釈に対する強く懐疑的な姿勢を示している。それを以下に訳出する。従来諸解釈を根本的に批判するものとして、一定の意味があるであろう。

## 【編集者註】

指示先が特定されていない。フランス革命への関係が暗示されていると推測し得るというだけ

で、ヘーゲルが指示先として主にルソーの『社会契約論』のことを念頭に置いているであろう、と断定し得るか否かは難しいところである。また、一見して、ひょっとしたらヨハン・ゴットリープ・フィヒテ『知識学の諸原理に従う自然法の基礎』イェナとライプツィヒ 1796 年、199 頁以下、204 頁 (vgl. Fichte: Gesamtausgabe, Bd.3, 443f., 446) への暗示も行なわれていると思えるかもしれないが、そのような憶測的な蓋然性または性急な邪推に対しては、相当の疑念を提示することができる。先ず、如何なる場合にも次の事情は考慮されるべきである。即ち、ヘーゲル自身は諸国民による国家的実験を規定している幾つかのモメントを「国家権力の概念」から排除したのに、彼の確信する所では、「途方も無い政治的諸実験」に際して、それ〔排除〕とは反対に、そうしたモメントが誤って国家権力の概念の中に取り入れられてしまった、という差異をヘーゲルは明確に指摘しているのである。従って、一層厳密な意味でヘーゲルが如何なる哲学理論について如何なる実在的歴史〔との対応関係〕の指摘や主張の証明を行なおうとしているのか、即ち、これらの思想的図案が、歴史的〔事実として〕挙示できる「実験」の中で現実に、少なくとも萌芽的な仕方で具体化されている、と〔ヘーゲルが〕証明しようとしているのかは、その大部分を、実在的歴史の中の事実の歴史的な解釈と厳密な吟味とに委ねておくのでなければならない。〔確かに、〕こうした問題設定にあっては、性急かつ安易に、例えばロベスピエールを議長とする公安委員会の独裁こそが、ヘーゲルの同時代的経験領域及び個人的生活史の関心領域からして、ルソーの理念が実在化されるための端緒を指示したものである、とすることに疑問の余地はない、とする傾向がある。しかし、ルソーの著作及び彼の現実的な精神的意図の中に根をもつ解釈的立場を適用することを、そのことが疑わしいのであるからして、何の疑念をも懐かずには是認することには、恐らくは躊躇いが生じるであろう。ロベスピエールがルソーを引証していることは疑いないこと周知のことであるが、精々で、そのことが〔上述の解釈を〕もっともなものとして示唆し、その拠り所となっている〔にすぎない〕。しかし、そうした引証〔関係〕は、最も厳密な立証なくしては、無造作に、ヘーゲルの上述の定式化の中に直接に含意されていると看做すことができないし、意味の上から証明済みとして前提することができない。また、精神的には相対的に独立で仮令一時的にジャコバン派に傾斜したとは云え然し後にジャコバン派によって断頭台に送られた或る政治理論家、即ち、取り分けフランス革命に於ける恐らくは最も傑出した「人権教師」として広く歴史に名前を留めている Anacharsis Clootz による、どちらかと言えば美辞麗句を連ね劇場的な演出を施されたアジ演説や政治活動のことをもヘーゲルが念頭に置いていたかどうか、という点も未決定のままにしておかざるを得ない。同様に、政治的事件としてのフランス革命に〔総てを〕十把一絡に関係付ける、あまりに陳腐なやり方はどれも、相変わず〔その是非の〕判定が困難である。蓋し、フランス革命の全く異なる発展段階を区別することがここでは必要であるがその一部は非常に取り扱いが難しいこと、また、ドイツ並びにドイツのジャーナリズムの世論形成の途上に於てフランス革命への共鳴が諸段階を経ていることが同時代人ヘーゲルに対して〔もつ価値が〕算定されなければならないこと即ちその重要性が大抵過小評価されていること、これらのこと〔の意義〕が十分には評価されていないからである。また、伝記に基づいてフランスに於ける革命に焦点を絞ることは、余りに自明とされているが、そのために次のことが忘れられている。即ち、ヘーゲルにとって、〔フランス革命よりも〕長い時間を要した国家体制の形成過程であるアメリカ合衆国建設——これが成功を収めるに際しては、取分けフランスの或はフランス革命〔で活躍した〕著名な人物達が重要な貢献を為した、例えばラファイエット Lafayette の様な革命を代表する傑出した人物自身が〔合衆国建設に〕参加したし、言論や著作を通して〔支持した〕ことは言うまでもない——が、本文冒頭の表現「我々の時代に」にあって考慮の中にあつたであろうことは全く以て理に適ったことである。他ならぬこの突出した歴史的な事件連関に際して、国際的な〔視点から〕考える啓蒙主義の理論的なジャーナリズムが本質的な役割を演じていたのである。他方、ヘーゲルが本当に、フィヒテを「哲学者や人

権教師を自称する者」〔の一人〕として、この挑発的な概念結合の中で、物笑の種にしようと企てていたのかどうか、それは寧ろあり得そうもないと言えるだろう。一つの可能的な関係付けに対して〔不可能という〕二者択一的疑念の生じることを専ら実例を挙げて示したが、少なくともそのことを考慮に入れるだけでも、或は、結局は専ら主観的な解釈の不適切な介入によってその都度恣意的に用いられ決定されているであろう実例を更に挙げれば疑念が更に増幅することを考えるならば、ここで指摘したことは益々正しいものとなる。

- 5) 組織乃至団体を意味する。
- 6) 此処に、後に古代〔ギリシア〕的自由とゲルマン的自由との対比として取り上げられる自由概念に於ける二義性の枠組が登場してきている点は、思想史的な意味で、注目されるべきである。この問題について言及した文献は数多く存在するが、差し当り、下記のものが、歴史的研究ではないが、最も有名なもののひとつであろう。Hans Kelsen, *Vom Wesen und Wert der Demokratie*, Zweite Auflage, 1929, S.5.
- 7) 他の解釈が可能であろう。
- 8) 所謂「ゲルマン的自由」乃至「ドイツ的自由」と称される自由概念。この概念に就ては、既に多くの研究書が存在するが、最近、以下の研究が公刊された。フランス革命以後、特に現代に至る概念史を追跡し分析している所に特色がある。Hans Jörg Schmidt, *Die deutsche Freiheit Geschichte eines kollektiven semantischen Sonderbewusstseins*, 2010. 然し、『ドイツ国制論』のテキストを理解する上で有用な純然たる歴史的な研究としては、今日でも以下の研究が猶も有用であると思われる。Erwin Hölzle, *Die Idee einer altgermanischen Freiheit vor Montesquieu: Fragmente aus der Geschichte politischer Freiheitsbestrebungen in Deutschland, England und Frankreich vom 16.-18. Jahrhundert*, 1925. 邦語文献としては、村上淳一『ゲルマン法史における自由と誠実』1980年が相変わらず有用である。但し、ヘーゲルの評価に関しては、必ずしも同意できる訳ではない。『ドイツ国制論』に於けるドイツ的自由の概念が直接的に如何なる資料源泉に基づくものであるか、に就ては、今日猶も未解明である。総じて村上氏の謂う「ゲルマン・イデオロギーの形成」過程には未解明な点が多い。
- 9) ドイツの乃至ゲルマン的自由の伝統を「神聖」とする考え方の起源と含意とは未解明であると言ってよい。慣習に起源を有するというだけでは、神聖と規定する根拠が十分ではない。
- 10) イギリスを指す。フランクフルト時代のヘーゲルが救貧税を巡るイギリス議会での議論に強い関心を示していたことは、ローゼンクランツの報告を通じてよく知られている事実である。Karl Rosenkranz, *Georg Wilhelm Friedrich Hegel's Leben*, 1844, S.85.
- 11) イギリスの救貧制度が、ドイツの自由を論ずる文脈で、言及されている点は、貧困問題と国家との関係を如何にヘーゲルが理解しているかを考察する上で注目に値する。即ち、少なくともこの草稿執筆当時、ヘーゲルは、貧困問題の解決を国家権力の課題とは認識していなかったことになろう。
- 12) 貧困問題に対する国家の関与の在り方に対する当時のヘーゲルの考え方の一端を示すものと解釈し得よう。
- 13) 国家を機械と比較する思想とそれに対する批判については、以下の研究書の中で、詳細に追跡され分析されている。特に、機械国家論に対する批判がフランス革命批判と結びついていた事実の指摘は、『ドイツ国制論』のテキストを歴史的に解釈する上で特に重要である。Barbara Stollberg-Rilinger, *Der Staat als Maschine Zur politischen Metaphorik des absoluten Fürstenstaats*, 1986, bes.S.202ff. 但し、考察の焦点が、必ずしも帝国の国家体制ではなく領邦国家の国家体制に絞られている点は、留意されなければならない。然し、そうした留保を附した上でも、この研究書の示唆する所は多い。例えば、テキストに登場する「一部が〔既に〕実地に移されている」という部分に着目するならば、一般に解釈されている様にフランス革命を想起する必要は必ずしも無い。即ち、同書第3章で正当に指摘されている様に、フリードリッヒ大王

のプロイセンに於ける国家建設を嚮導した国家理論は、「国家機械 (Staatsmaschine)」を理想としていた。Vgl.Op.cit., S.62ff. フランス革命との対応付けは、決して唯一の可能性等ではないのである。(それどころか、18世紀後半〔最近〕の領邦国家に於ける国家経営に主導的な役割を果たした国家理論は、基本的に、理想の国家モデルを機械の裡に見ていたのである。) 斯様な解釈乃至対応付けは、『ドイツ国制論』全体を貫くプロイセン批判とも極めて好く適合するものである。加えて、下記に訳出する新全集版編集者註での指摘とも符合する所があり、有力な解釈可能性であると思われる。

所で、機械国家論に就ては新全集版の編集者も、多少とも詳細な注釈を施しているのので、以下に訳出しておく。

【編集者註】

国家と機械との隠喩的比較は、就中18世紀の、関連性を比較し得る文献全体の中では、馴染みのトポスである。例えばFr. C. Freiherr v. Moser [小モーザー] は、彼の著作Patriotische Briefe. [Frankfurt] 1767, 54に於て、帝国国制とイギリスの国家体制とを比較する文脈の中で次の様に述べている。「勿論、我々の〔国家〕体制という時計の中に我々は唯一つのバネしか有していない。」啓蒙主義文献によるこうした隠喩の使用は、一方で〔啓蒙主義に〕特徴的なものであるが、しかし、既にヘーゲルの時代には、正にそれ〔啓蒙主義的である〕故に、様々な方面からの、「機械的」であるが故に敵視された啓蒙主義乃至啓蒙的絶対主義の国家理論に対する攻撃の中で、取り上げられるようになっていた。それは、啓蒙主義に対抗して、「有機的」国家理解というどちらかと言えば形態学的なモデルへの賛意の意志表示をしようするものであったが、近代の諸国家の何処でも、そうした「自然的」理想の観念が国制の中で現実化されたことに関して研究されたり吟味されたりしたことはない。問題となる1800年前後の時期では、当該の隠喩〔機械〕の使用に際して肯定的と否定的とのバランスが比較的とれていることが、同時代の議論状況の特徴付けていたと言えよう。いずれにしても当該の時点で、ヘーゲルの顕著に皮肉の籠った表現は決して新機軸ではあり得なかった。以下と比較せよ。August Ludwig Schlözer: Allgemeines StatsRecht und StatsVerfassungsLere. Voran: Einleitung in alle StatsWissenschaften. Encyclopädie derselben. Metapolitik. Anhang: Prüfung der v. Moserschen Grundsätze des Allgem. StatsRechts. Göttingen 1793, 3f. そこでSchlözerは次の様に述べている。「国家は最初の発明品である。人間は、火災保険等を発明した時と同様、自らの福祉の為にその発明品を作った。国家論を論ずる最も教育的な仕方は、一定の目的を目指すべき人工的で非常に複雑な機械として国家を取り扱う場合のものである。」然し、ヘーゲルがここ〔本文〕で想定していたのは、当面の文脈の中で攻撃されている啓蒙絶対主義的国家理論であったであろう。それを決定的な仕方で代表するのが、Johann Heinrich Gottlob von Justi: Die Chimäre des Gleichgewichts von Europa. Altona 1758. である。本書の47f. では次の様に言われている。「よく整えられた国家は必ず、総ての歯車とバネとが極めて精確に合致している機械に、完全に似ている。〔そうした国家では〕統治者は必ず、職工長、最初のバネ、或は、総て〔の者〕を動かす謂わば魂である。」然るに、啓蒙絶対主義の精神に基づく斯様な〔国家〕理解は、ヘーゲルの直接的な同時代人の中で露骨な酷評に出逢うことになった。例えば、Johann Gottfried Herder: Ideen zur Philosophie der Geschichte der Menschheit. T.2. Riga und Leipzig 1785. に於て。その204頁では次の様に言われている。「結局の所、総ての国家学者が言っているように、よく整えられた国家はどれも、必ず、一者 (Eines) の思想のみが支配する機械なのであるから、そうした機械の中で没思想の成員の一人として使えることは、〔そのこと〕よりも大きな如何なる幸福を、齎し得るであろうか？」Vgl.Herder: Werke. Bd.13. 340.

- 14) 原語は、unfreyである。語義としては、市民的自由乃至自治を認めることができない、或は、市民的自由乃至自由の価値に対する理解が欠落している、の謂。
- 15) ドイツ啓蒙主義の文献に登場する概念であることに留意する必要がある。

- 16) 啓蒙主義的な国家理論に於ては、一般に、国民の幸福の実現が政府の使命と看做される。例えば、Schlözer の上掲書に以下の様な規定が見出される。下線部分に注目。„Dem zufolge bleibt, wie vorhin, 1. Verein der Kräfte; er wird nur ungleich enger. Auch bleibt 2. der einzige Zweck dieses Vereins, Salus publica: d.i. Glück Aller, nicht der Mereren (...); und noch weniger, Glück des Herrschers.“ Schlözer, op. cit., S.94.『ドイツ国制論』の国家概念と啓蒙主義の国家概念との対置関係が、Sicherheit と Glück との対置関係の中に象徴的に表現されている。
- 17) 国家権力からの市民の自由、所謂ゲルマン的乃至ドイツの自由に就て、その価値を、「効用」という対他的視点と「神聖」という自体的視点との二つの異なる視点から論じている点に注目すべきである。しかも、効用性に就ては、以下に於て詳述されて、その根拠が明らかにされているのに対して、神聖性に就ては、根拠付けが全くなされていない。その歴史的な起源に関して Tacitus への間接的な言及が示唆されているに過ぎず、且つ、Tacitus の著作 *Germania* の裡に神聖性を根拠付けるような記述を見出すのは困難であるから、ドイツの自由の神聖性を主張する何等かの思想がヘーゲルの評価に影響を及ぼしていると推測されるが、この点の影響関係乃至資料源泉に関しては残念ながら未解明である。
- 18) 国家財政にとっての税収の増加（或は、経済的負担の軽減化）、国家運営の効率化、市民的意識の涵養。
- 19) 機械国家に於ける一方的・悟性的な支配構造を指示する言葉として用いられている。
- 20) テキストに不備が認められる。訳者としては、新全集版編集者の如く wenn 以下の副文章の後に [der Gewählte] を挿入して解釈するよりも、wenn が wer の書き誤りであると解釈するほうが、意味的に、より整合的な解釈を可能にする、と考えられる。
- 21) 文脈から既に明らかなように、都市や自治団体の場合と国家の場合とが区別されている。近代的な国家官僚という概念が『ドイツ国制論』執筆当時のヘーゲルには存在しなかった、と推測される。
- 22) 国家からの報酬が、都市や自治団体からの名誉の代替として理解されている点は、注目する必要がある。前註で指摘した事態に対応するものである。
- 23) テキストに、動詞の活用に関して、文法的に聊か不整合な点が認められる。
- 24) この考え方は、課税が個人の個別的必要性と国家の普遍的必要性以外には正当性の根拠を持たない、という考え方を含意しており、貧民救済を国家政策の対象から外そうとする考え方の根拠にもなっている。換言すれば、貧困対策に対する考え方と課税に対する考え方との間には必然的な連関が存在する。『ドイツ国制論』の国家理解を分析する際の重要な視点である。
- 25) 二種類の国家に於ける国民の在り方を、(Staats) Bürger と Unterthan という二種類の概念の区別を通して表現している。
- 26) Selbstgefühl: „gewöhnlich gefühl des eignen wertens u. ähnl.“ Deutsches Wörterbuch von Jacob Grimm und Wilhelm Grimm, Bd.16, Sp.471.
- 27) 『ドイツ国制論』を執筆していた時点でのヘーゲルは、ナポレオン治下のフランス共和国と、直後に言及される（フリードリヒ・ヴィルヘルム三世治下の）プロイセン王国とを機械論的な国家体制と看做していた。
- 28) 従来のテキスト編集に従う解釈。新全集版の新しい編集に従えば以下の様な別のテキスト解釈が可能となる。但し、訳出に際しては、後半の副文章での wie を整合的に解釈するために、その訳し方に変更を加えた。
- 「すべてが上から下に向かって統制されているような現代 (modern) 国家にあっては、普遍的な側面をもつ事柄の中に、それと利害関係にある国民部分による管理と執行に委ねられているものが何も無いのは如何にしてか。——フランス共和国が〔そのような国家として〕作られたのは如何にしてか、活気に欠け精神の無い生命が〔そのような国家の中で〕生み出されてくるのは如何にしてか。その有り様は、(以下、省略)」

- 然し、将来に言及する次のテキスト „ist . . . . . in der Zukunft erst zu erfahren“ との連関を勘案するならば、フランス共和国の国制の成立過程への言及即ち過去の出来事への言及を挿入的に位置付ける従来のテキスト解釈のほうがより整合的である、と訳者は考える。
- 29) 原語は、der Pedanterie である。
- 30) フリードリヒ二世（フリードリヒ大王）を指す。
- 31) フリードリヒ二世の時代のプロイセンをヘーゲルはプロイセンの歴史に於ける例外と看做している。
- 32) guberniren < guberno
- 33) dispar < dis + par
- 34) 原語は、Gesellschaft である。此处では、一般的な意味での「仲間」「集まり」を指示する。
- 35) 清書稿では、此处から草稿の新しい束が始まる。これ以前の部分は、失われた可能性が高い。勿論、準備草稿をそのまま清書稿として活用する意図が存在した可能性も排除できない。冒頭部分での斯様な補足は、重複する部分の多い準備草稿に基づくものである。Vgl.GW.Bd.5, S.77.
- 36) 直前のテキストに従えば Volk という用語が使用されるが自然であると思われる。もし此の推測が正しければ、先行する清書稿の束と此处以後の清書稿の束とは、成立時期に多少の開きが存在するかもしれない。但し、それを精密に測定する確実な手懸りが現時点では存在しない。
- 37) Kriege と複数形が用いられている事からすれば、第一次対仏同盟戦争（1792-1797）と第二次対仏同盟戦争（1798/99-1801/02）とを指示するものと解釈し得よう。
- 38) 単数形が用いられている事からすれば、第二次対仏同盟戦争を指示するものと解釈し得よう。
- 39) 神聖ローマ帝国に近代的な意味での憲法が存在したわけではない。領邦を超えて帝国全体に通用すると看做された法を「憲法」と称している、と思われる。此处で特に念頭に置かれているのは、帝国軍の徴募と給養とを帝国クライスの任務と定めた、1681年の帝国軍事令 Reichskriegsordnung を指示していると考えられる。この箇所の記述は、対仏同盟戦争に於て帝国クライスが帝国軍事令に定められた任務を十分に果たさなかったという事実を指摘したものと解釈できる・この点は、準備草稿の末尾部分で提出された帝国改革案の内容と符合している。Vgl.GW.Bd.5, S.155. „wenn zum Behuf der Aushebung des Militärs es schon nothwendig wäre, daß Deutschland eine militärische Eintheilung, jeder Kreis in kleinere Kreise gegeben werden müßte,“ 但し、背景に存在する具体的な軍事的事実については、未解明である。
- 40) 前註で言及した帝国軍事令を指示するものと思われる。
- 41) 原語は、Contingent (e)。„(Pflicht-) Anteil an einem Gesamtheer“ (Goethe-Wörterbuch)
- 42) より厳密には、オーストリア大公国 Erzherzogtum Österreich である。
- 43) ベーメンやハンガリー他の所謂「ハプスブルク君主国」を指す。
- 44) 当面、言及されるのは、領邦等族ではなく、帝国等族のみである。
- 45) 此处から明らかなように、ヘーゲルはオーストリアをドイツと区別していた。換言すれば、神聖ローマ帝国とドイツは同じものではない、と看做していた。
- 46) 原語は、Mitstände である。
- 47) 第一次対仏同盟戦争の中盤 1795年4月5日に、プロイセン王国が、フランス共和国との間でバーゼル講和条約を締結して、同盟戦争から撤退した事実を指す。
- 48) 「帝国法」とは、ウェストファーレン条約（ミュンスター条約）、特にその第65条を指す。因みに、「外国とドイツとの間で」に対応する原文は、“vnder sich vnd mit andern”であり、sich は Stände を指す。従って、当該原文は、帝国等族同士の同盟関係と、帝国等族と帝国外の外国との同盟関係と、両方を指している。
- 49) 浄書稿で構文に変更が加えられている。“als einem rechtlichen Grundsatz zweydeutig”
- 50) 原語は、die allgemeine Masse である。帝国分担兵の数を指す。



- 51) 具体的な状況というよりは、国家的統一が成り立っていたとされる宗教分裂以前の状況一般を指示しているであろう。
- 52) 草稿自体には如何なる区切りも無いままに次の文章へ繋がっているが、内容的には、此处から帝国軍の話題より帝国財政の話題への転換が生じる。
- 53) 精確には、次の註に示されている如く、Reichskammergericht である。
- 54) 精確には、帝国税 Reichssteuer の中でも定期的なものである Kammerzieler を指示する。但し、Kammersteuer の訳語を定めることには困難が伴う。帝室裁判所税も可能である。然し、此处では、「帝室裁判所」なる訳語を 1495 年の Kammergerichtsordnung 以前の Kammergericht に適用し、それ以後の Reichskammergericht には「帝国最高法院」の訳語を適用する、中村賢二郎氏の方式に従う。中村賢二郎「神聖ローマ帝国とクライス制度 1500-1555 年」、同編『国家——理念と制度』京都大学人文科学研究所、1989 年、270 頁。
- 55) William Pitt, 1759-1806. を指す。所謂「小ピット」。第一次ピット内閣 (1783-1801) に於て、アメリカ独立戦争敗北後のイギリスの大幅な財政改革を断行し、フランス革命に際しては三次に互に対仏同盟を組織した。
- 56) 精確には、Reichshofrat である。両者が併存する状況の成立に就ては、金子武蔵訳の註に於て既に簡潔に紹介されている。上掲書、210 頁以下、216 頁以下。最近の研究としては、以下の論集を挙げ得る。Wolfgang Sellert (Hrsg.) Reichshofrat und Reichskammergericht. Ein Konkurrenzverhältnis, 1999. 最近の研究傾向としては、特に帝国宮内法院が、領邦君主の絶対主義的支配を阻害する機能を果たした点に注目が集まっている。勿論、ヘーゲルの記述に、そうした点への言及は認められない。
- 57) 正式には、1497 年 12 月 13 日に Maximilian 一世が発した宮廷条例 Hofordnung に基づいて創設された。
- 58) 1719 年。この点に就ては、金子上掲書 211 頁の註でも言及されている如く、Pütter の以下の書物に資料源泉が在る、と推測される。  
„Aber auch unter diesen waren noch die Anschläge des Hauses Brandenburg nach dem neuen Fuße mitgerechnet; an statt daß der König in Preussen für alle seine Teutsche Länder nur auf den Fuß 2. statt 7. zu bezahlen fortfuhr, weil er überall zu dieser Erhöhung der Matrikel seine Einwilligung nicht mit gegeben hatte, und sich darauf bezog, daß es noch nicht ausgemacht sey, ob in Steuersachen die Mehrheit der Stimmen gelte?“ Johann Stephan Pütter, Historische Entwicklung der heutigen Staatsverfassung des Teutschen Reichs, Zweiter Theil 1788<sup>2</sup>, S.414.
- 59) 浄書稿に於ける該当部分は失われている可能性が高い。
- 60) 第二次対仏同盟戦争。
- 61) ヴェストファーレン条約の規定を念頭に置いた表現。軍事を巡る皇帝と帝国等族の対立抗争の歴史が背景に存在する。同条約の中、帝国とフランスとの間で締結されたミュンスター条約 (通称 IPM) の第 65 条には、以下の様に規定されている。本条は、帝国等族の諸権利を規定したものであり、下線部分が該当箇所である。

Tam in universalibus vero quam particularibus diaetis liberis Imperii civitatibus non minus quam caeteris statibus Imperii competat votum decisivum, iisque rata et intacta maneant regalia, vectigalia, redditus annui, libertates, privilegia confiscandi, collectandi et inde dependentia aliaque iura ab Imperatore et Imperio legitime impetrata vel longo usu ante hos motus obtenta, possessa et exercita cum omnimoda iurisdictione intra muros et in territorio, cassatis, annullatis et in futurum prohibitis iis, quae per repressalias, arresta, viarum occlusiones et alios actus praeiudiciales sive durante bello quocunque praetextu in contrarium facta et propria auctoritate hucusque attentata sunt sive dehinc nullo praecedente legitimo iuris et executionis ordine fieri attentarive poterunt. De caetero omnes laudabiles consuetudines et Sacri Romani Imperii constitutiones et leges

fundamentales imposterum religiose servantur sublatis omnibus, quae bellicorum temporum iniuria irreperant, confusionibus.

(Die Westfälischen Friedensverträge vom 24. Oktober 1648 Texte und Übersetzungen APW. SUPPLEMENTA ELECTRONICA, 1; <http://www.pax-westphalia.de/> / 4.9.2015)

- 62) 訳語は、金子武蔵に従う。他に、「ローマ進軍援助」と訳されることもある。単に「レーマー・モーナト」とする場合も多い。簡略な解説としては、「これはもともと「ローマの月」の意味で、ローマにおける皇帝戴冠式の護衛として認められた兵員の費用にあてられているのが、その本来の目的だったことにちなむ名称である。」「レーマー・モーナトは、一五二一年の帝国台帳 [Reichsmatrikel] によってそれぞれの帝国等族に割り当てた兵員の一月間の維持費を指している。(中略) それぞれの帝国等族は、帝国会議で定められたレーマー・モーナト数に応じた金額を送金しなければならなかった。」ピーター H. ウィルソン著、山本文彦訳『神聖ローマ帝国 1495-1806』岩波書店、2005年、84頁以下。Vgl. Hermann Conrad, Deutsche Rechtsgeschichte, Bd.2, 1966, S.123, 135. 同書には、金額決定の仕組みと具体的な金額が示されている。因みに、それらに拠れば、騎士一人につき、12グルデン、歩兵一人につき、4グルデンを要した。Zedler に拠れば、„römer-monat . . . ist eine reichs-anlage und collecte in Deutschland, nach welcher dasjenige, was jeder reichs-stand bedürffen fall contribuiren muß, gerechnet wird, und beträgt, was die gesammten kreise vor einen römer-monat erlegen müssen, 2681 mann zu pferde und 12795 mann zu fuß, oder an gelde 83964 kayser-gulden.“

Johann Heinrich Zedlers Grosses vollständiges Universal-Lexicon aller Wissenschaften und Künste 1731-1754, Bd.32, S.344.

- 63) 1797年12月9日。Vgl. Sammlungen der Akten des Reichsfriedens = Congresses zu Rastadt. Erstes Heft. Protokolle der Reichs = Deputation bis zur vierzigsten Sitzung. 1798, S.1.
- 64) 浄書稿は、以下の通り。„in den letzten Monaten des Kriegs vor Eröffnung des Rastadter Congresses [gaben] die öffentlichen Bekanntmachungen der barren Kassenbestände die ganzen Summen von 300, 400 Gulden [an];“ (GW, Bd.5, S.184)

しかし、準備草稿では、以下の通り。„in den letzten Monaten des Kriegs, vor Eröffnung des Rastadter Kongresses gaben die öffentlichen Bekanntmachungen des in der Kasse Vorräthigen die Summe auf 500, den andern Monat auf 300 fl. an“ (Op. cit., S.84)

此处で注目すべきは、単位が異なっているのみならず、数字自体も異なっている点である。旧全集版編集者 G. Lasson は、fl. を Gulden に修正している。Schriften zur Politik und Rechtsphilosophie, hrsg. von Georg Lasson, 1923<sup>2</sup>, S.43, marg. しかし、単位の相違に実質的な意味は無く、価値は等しい。

問題は、帝国戦争作戦金庫の一月当りの保有高が準備草稿にあるように3桁であり得るか否かである。確かに、新全集版編集者の註にもあるように、本文での数字の資料的根拠は残念ながら未解明であるが、しかし、以下の文献に基づいて、訳者は、浄書稿の数字が正しい、と推測する。何故なら、3桁の数字では、国家予算としては、あまりに規模が小さ過ぎるからである。Hermann Conrad, op. cit., S.135. 準備草稿の数字は、ヘーゲル自身の何等かの誤解が原因と推測される。テキストの記述に完全に一致する数字は示されていないが、当時の戦争予算の規模を具体的に知ることのできる貴重な文献の一つとして、以下のものがある。Peter H. Wilson, German Armies War and German politics 1648-1806, 1998. これによっても、準備草稿の数字が正しいものであり得ないことは、明白である。

尚、数字自体が変化した理由は未解明。数字の資料的根拠の解明が俟たれる。

- 65) 中世に於ける国王特権としての Regalien のことを指示するものである。